

土地改良区の仕組み

役員の役割、コンプライアンス
定款・規約

農林水産省農村振興局
土地改良企画課

目次

1	土地改良区の現状	1
2	土地改良区の概要	5
3	土地改良区の管理及び運営	8
4	土地改良区における法令遵守（コンプライアンス）	18
5	土地改良施設の管理状況	22
6	土地改良区の定款例・規約例	23

1 土地改良区の現状

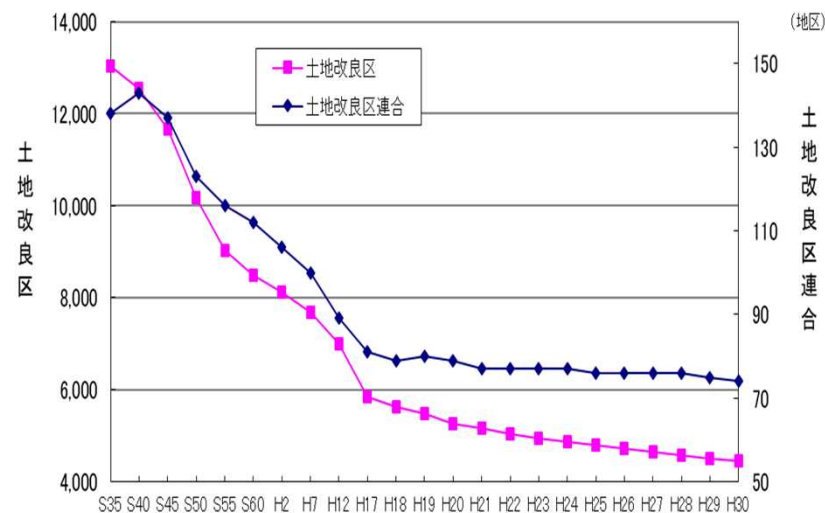
〈表-1〉 土地改良区・土地改良区連合の地区数、面積、組合員数の推移

単位：地区、ha、人

年度	土地改良区			土地改良区連合		
	地区数	面積	組合員数	地区数	面積	組合員数
昭和35	13,041	3,158,130	5,002,255	138	319,032	
40	12,557	3,397,279	4,861,642	143	373,708	
45	11,664	3,514,391	5,073,195	137	405,447	559,810
50	10,186	3,499,481	5,068,663	123	408,946	581,765
55	9,031	3,431,226	4,891,442	116	417,500	605,451
60	8,476	3,354,854	4,745,974	112	419,089	585,678
平成2	8,132	3,253,048	4,661,856	106	388,423	536,353
7	7,681	3,159,846	4,547,115	100	370,805	519,516
12	7,004	3,014,601	4,324,265	89	342,748	474,344
17	5,853	2,830,785	4,041,847	81	310,156	460,170
22	5,040	2,681,679	3,798,497	77	283,921	421,811
23	4,943	2,658,505	3,755,481	77	283,517	420,842
24	4,869	2,642,550	3,731,747	77	276,761	418,945
25	4,795	2,617,568	3,705,037	76	267,387	409,010
26	4,730	2,583,795	3,675,266	76	270,810	411,120
27	4,646	2,561,245	3,639,220	76	267,528	402,059
28	4,585	2,534,760	3,592,232	76	267,178	399,272
29	4,504	2,530,213	3,568,616	75	266,063	396,222
30	4,455	2,513,828	3,533,664	74	251,648	380,025

資料：土地改良区設立状況等調査(各年度末現在)

〈図-1〉 土地改良区数・土地改良区連合数の推移



ポイント

- 土地改良区は、昭和36年度の13,163地区をピークに減少。
- 土地改良区連合も昭和38年度の146地区をピークに減少。
- 平成31年3月31日現在の土地改良区数は、4,455地区。

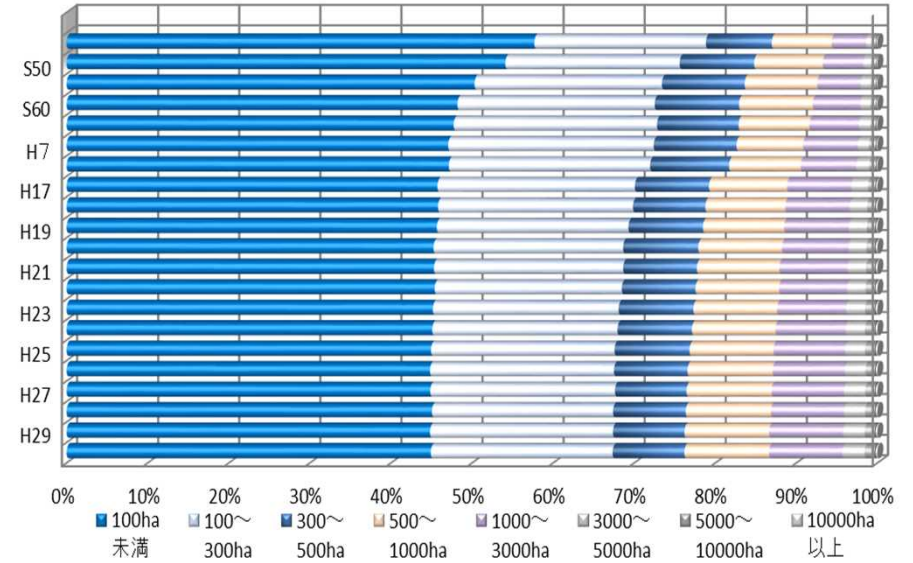
〈表-2〉 面積規模別土地改良区数の推移

単位：地区、()は%

年度	100ha	100ha~	300ha~	500ha~	1000ha~	3000ha~	5000ha~	10000ha	計
	未満	300ha未満	500ha未満	1000ha未満	3000ha未満	5000ha未満	10000ha未満	以上	
S35	8,231 (63.1)	2,490 (19.1)	984 (7.5)	812 (6.2)		472 (3.6)	36 (0.3)	16 (0.1)	13,041 (100.0)
S40	7,664 (61.0)	2,490 (19.8)	960 (7.6)	844 (6.7)		534 (4.3)	46 (0.4)	19 (0.2)	12,557 (100.0)
S45	6,729 (57.7)	2,468 (21.2)	947 (8.1)	860 (7.4)	494 (4.2)	92 (0.8)	54 (0.5)	20 (0.2)	11,664 (100.0)
S50	5,512 (54.1)	2,189 (21.5)	936 (9.2)	861 (8.5)	510 (5.0)	99 (1.0)	63 (0.6)	16 (0.2)	10,186 (100.0)
S55	4,544 (50.3)	2,087 (23.1)	921 (10.2)	807 (8.9)	484 (5.4)	115 (1.3)	58 (0.6)	15 (0.2)	9,031 (100.0)
S60	4,086 (48.2)	2,062 (24.3)	881 (10.4)	770 (9.1)	498 (5.9)	107 (1.3)	57 (0.7)	15 (0.2)	8,476 (100.0)
H 2	3,882 (47.7)	2,039 (25.1)	819 (10.1)	708 (8.7)	498 (6.1)	117 (1.4)	52 (0.6)	17 (0.2)	8,132 (100.0)
H 7	3,615 (47.1)	1,947 (25.3)	784 (10.2)	630 (8.2)	519 (6.8)	105 (1.4)	65 (0.8)	16 (0.2)	7,681 (100.0)
H12	3,302 (47.1)	1,738 (24.8)	683 (9.8)	618 (8.8)	479 (6.8)	113 (1.6)	56 (0.8)	15 (0.2)	7,004 (100.0)
H17	2,677 (45.7)	1,425 (24.3)	535 (9.1)	564 (9.6)	463 (7.9)	121 (2.1)	52 (0.9)	16 (0.3)	5,853 (100.0)
H18	2,580 (45.8)	1,354 (24.0)	503 (8.9)	554 (9.8)	448 (8.0)	121 (2.1)	55 (1.0)	17 (0.3)	5,632 (100.0)
H19	2,500 (45.7)	1,293 (23.6)	503 (9.2)	547 (10.0)	438 (8.0)	121 (2.2)	56 (1.0)	16 (0.3)	5,474 (100.0)
H20	2,378 (45.3)	1,229 (23.4)	487 (9.3)	542 (10.3)	431 (8.2)	116 (2.2)	54 (1.0)	18 (0.3)	5,255 (100.0)
H21	2,333 (45.3)	1,202 (23.3)	468 (9.1)	523 (10.2)	435 (8.4)	116 (2.3)	55 (1.1)	18 (0.3)	5,150 (100.0)
H22	2,288 (45.4)	1,163 (23.1)	458 (9.1)	519 (10.3)	423 (8.4)	115 (2.3)	56 (1.1)	18 (0.4)	5,040 (100.0)
H23	2,233 (45.2)	1,132 (22.9)	456 (9.2)	510 (10.3)	422 (8.5)	115 (2.3)	57 (1.2)	18 (0.4)	4,943 (100.0)
H24	2,196 (45.1)	1,112 (22.8)	447 (9.2)	501 (10.3)	423 (8.7)	115 (2.4)	57 (1.2)	18 (0.4)	4,869 (100.0)
H25	2,155 (44.9)	1,085 (22.6)	444 (9.3)	496 (10.3)	425 (8.9)	117 (2.4)	56 (1.2)	17 (0.4)	4,795 (100.0)
H26	2,120 (44.8)	1,073 (22.7)	429 (9.1)	497 (10.5)	422 (8.9)	119 (2.5)	54 (1.1)	16 (0.3)	4,730 (100.0)
H27	2,084 (44.9)	1,058 (22.8)	410 (8.8)	487 (10.5)	416 (9.0)	121 (2.6)	54 (1.2)	16 (0.3)	4,646 (100.0)
H28	2,066 (45.1)	1,024 (22.3)	411 (9.0)	482 (10.5)	413 (9.0)	119 (2.6)	54 (1.2)	16 (0.3)	4,585 (100.0)
H29	2,019 (44.8)	1,016 (22.6)	397 (8.8)	470 (10.4)	411 (9.1)	120 (2.7)	55 (1.2)	16 (0.4)	4,504 (100.0)
H30	2,001 (44.9)	999 (22.4)	394 (8.8)	465 (10.4)	403 (9.0)	122 (2.7)	55 (1.2)	16 (0.4)	4,455 (100.0)

資料：土地改良区設立状況等調査(各年度末現在)

〈図-2〉 面積規模別土地改良区数の推移



ポイント

- 平成30年度末の土地改良区を面積規模で見ると、100ha未満の土地改良区が45%で、依然として小規模な土地改良区が多数存立。
- 推移をみると、合併の推進もあり、100ha未満の土地改良区は減少。

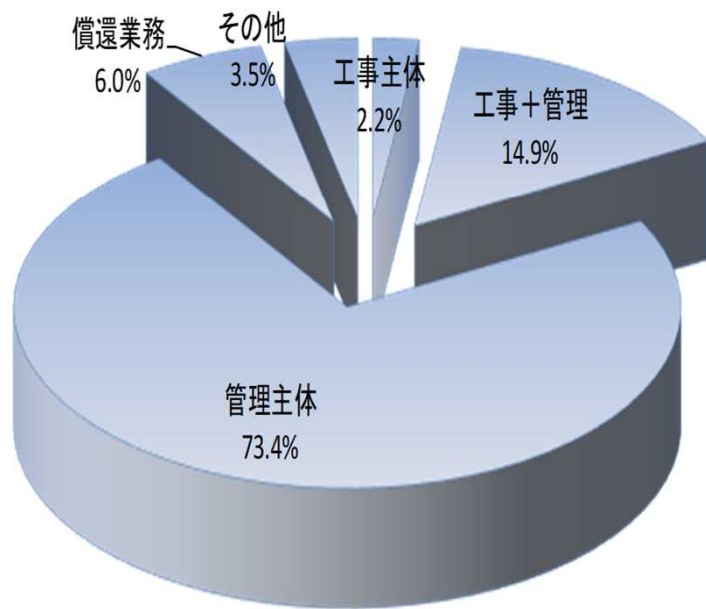
<表-3> 土地改良区の事業態様別割合

単位：地区、()は%

区分	工事主体	工事+管理	管理主体	償還業務	その他	集計地区数
土地改良区数	85	570	2,805	229	135	3,824
(割合)	(2.2)	(14.9)	(73.4)	(6.0)	(3.5)	(100.0)

資料：平成29年度 土地改良企画課調べ

<図-3> 事業態様別割合



<表-4> 土地改良区の面積規模別、職員数別地区数

[専任職員]

単位：地区、人、()は%

	なし	1人	2人	3~5人	6~10人	11~20人	21人以上	集計地区数	職員数
100ha未満	1,205	275	50	11				1,541	412
100~300未満	407	343	105	33	1	1		890	686
300~500未満	106	127	89	51	2	1		376	515
500~1,000未満	83	94	122	142	11			452	913
1,000~3,000未満	40	25	48	169	80	16		378	1,560
3,000~5,000未満	5	2	4	14	39	48	5	117	1,204
5,000~10,000未満			2	4	6	20	22	54	969
10,000ha以上				1	2	1	12	16	602
計	1,846	866	420	425	141	87	39	3,824	6,861
(割合)	(48.3)	(22.6)	(11.0)	(11.1)	(3.7)	(2.3)	(1.0)	(100.0)	

資料：平成29年度 土地改良企画課調べ

[全体]

単位：地区、人、()は%

	なし	1人	2人	3~5人	6~10人	11~20人	21人以上	集計地区数	職員数
100ha未満	717	493	183	127	20	1		1,541	1,459
100~300未満	157	422	178	113	10	10		890	1,370
300~500未満	25	132	119	84	12	4		376	806
500~1,000未満	5	87	155	177	24	4		452	1,257
1,000~3,000未満	2	16	57	183	99	21		378	1,832
3,000~5,000未満		1	2	17	42	49	6	117	1,285
5,000~10,000未満			2	4	6	20	22	54	977
10,000ha以上				1	1	2	12	16	612
計	906	1,151	696	706	214	111	40	3,824	9,598
(割合)	(23.7)	(30.1)	(18.2)	(18.5)	(5.6)	(2.9)	(1.0)	(100.0)	

資料：平成29年度 土地改良企画課調べ

<表-5>土地改良区当たり、10アール当たり収支

収入		
項目	1地区当たり	10a当たり
	千円	円
賦課金	26,130	4,167
經常賦課金	18,906	3,015
特別賦課金	7,223	1,152
補助金・助成金	17,279	2,756
借入金	4,510	719
その他収入	20,132	3,211
繰越金	52,166	8,319
計	120,218	19,172

支出		
項目	1地区当たり	10a当たり
	千円	円
恒常的経費	27,881	4,446
運営費	13,747	2,192
維持管理費	14,134	2,254
工事費	9,801	1,563
国県営負担金・分担金	5,058	807
公庫資金等借入金償還金	11,142	1,777
各種積立金	10,993	1,753
発電関係支出	440	70
その他の支出	6,881	1,097
繰越金	48,021	7,658
計	120,218	19,172

資料：平成29年度 土地改良企画課調べ

* 各項目の総計を集計地区数3,824地区及び集計面積2,397,883haで除して算出
(四捨五入の関係で計と内訳が一致しない場合がある)

ポイント

- 1地区当たりの財政規模は、約1億2,000万円。
- 10アール当たりの經常賦課金収入は、3,000円。これに対し恒常的経費への支出は、10アール当たり4,400円。

<表-6>10アール当たり賦課金の推移

単位：円、()は%

調査年度	經常賦課金			特別賦課金			合計		
	調定額	徴収額	(徴収率)	調定額	徴収額	(徴収率)	調定額	徴収額	(徴収率)
H11	2,743	2,731	(99.6)	4,175	4,104	(98.3)	6,918	6,835	(98.8)
H13	2,907	2,879	(99.0)	3,676	3,627	(98.7)	6,583	6,506	(98.8)
H15	2,788	2,759	(99.0)	3,978	3,906	(98.2)	6,766	6,665	(98.5)
H17	3,176	3,132	(98.6)	3,283	3,218	(98.0)	6,459	6,350	(98.3)
H19	3,106	3,059	(98.5)	3,057	2,988	(97.7)	6,163	6,047	(98.1)
H21	3,263	3,211	(98.4)	2,030	1,980	(97.5)	5,293	5,191	(98.1)
H23	3,444	3,390	(98.4)	2,188	2,100	(96.0)	5,632	5,490	(97.5)
H25	2,924	2,882	(98.6)	1,657	1,617	(97.6)	4,581	4,499	(98.2)
H27	2,853	2,814	(98.6)	1,237	1,203	(97.3)	4,090	4,017	(98.2)
H29	3,053	3,015	(98.8)	1,174	1,152	(98.1)	4,227	4,167	(98.6)

資料：土地改良企画課調べ

ポイント

- 10アール当たりの徴収額は經常賦課金3,000円、特別賦課金1,200円。
- 特別賦課金は減少傾向。

2 土地改良区の概要

■土地改良区とは I

土地改良区の性格

- 一定の地域について、土地改良事業を実施することを目的として、土地改良法に基づき設立される「公共法人」

土地改良事業のみを行う団体

- 公共投資による社会資本の形成である土地改良事業を行政に代わって実施する農業者の組織
- 農業者の発意により都道府県知事の認可によって設立

3分の2の同意

- 土地改良事業は土地のつながり、水系により一定の地域を受益地とする必要があり、地区内農業者の3分の2の同意で実施

事業地区内の農業者は当然加入

- 土地改良事業によって利益を受ける地区内の農業者は当然に加入し、土地改良区が行う事業に要する経費を負担

費用の強制徴収

- 組合員は土地改良区が行う事業に要する経費を負担し、滞納があった場合には、行政上の強制執行により徴収

○「公共組合」の概念

(田中二郎著「行政法中巻」(抄))

「地域的な公共性の強い事業は、地方公共団体が自らこれを行うのが原則であり、すべての住民に共通の利害関係がある事務は、地方公共団体が自ら処理するのが適当かつ負担の公平を期するゆえんでもあるが、公共性の強い事務事業であっても、地域の一部の住民にのみ利害関係があるに止まるものについては、むしろ、相互に共通の利害関係を持つ一部の住民が人的結合たる社団(公共組合)を設け、この社団としてこれを処理することにする方が妥当である。(・・・中略・・・)かような目的のために、いわば地方公共団体の外郭的団体として、公の社団としての公共組合の制度が設けられることがある。水害予防組合、土地改良区、土地区画整理組合は、その例である。」

○土地改良区の公共性

- ① 3分の2以上の同意による強制加入
- ② 組合員に対する費用徴収権(強制徴収権の付与)
- ③ 行為能力の限定(土地改良事業+附帯事業)
- ④ 土地改良区の行為についての行政不服審査法の適用
- ⑤ 役員の収賄罪に関する適用
- ⑥ 知事の公告による第三者対抗力の付与(登記不要)
- ⑦ 法人税法上の非課税団体としての位置づけ(公共法人)
- ⑧ 破産による解散がないこと

■土地改良区とは II

○設立手続

15人以上の事業参加資格者が、あらかじめ、目的たる土地改良事業、土地改良区の概要につき受益地区内の参加資格者の3分の2以上の同意を得た上で、事業計画、定款等について都道府県知事の認可を得て設立。

○地区

土地改良事業の施行に係る一定の地域（土地改良事業の受益地となる農用地の広がり）

○組合員※（次ページ）

地区内の農業者（原則として農用地の使用収益権者）

（注）土地改良区設立の際の同意の有無に関わらず、当然加入

○事業

- ①土地改良事業（かんがい排水施設の新設、変更、管理、区画整理等）
- ②土地改良事業に附帯する事業

○管理及び運営

- ① 定款、規約
- ② 役員一理事5人以上、監事2人以上
- ③ 総会及び総代会（組合員が100人を超える場合に設置可）

役員

	理事	監事
定数	5人以上 うち3/5以上は原則として耕作者たる組合員	2人以上 うち1人以上は原則として員外監事（組合員、准組合員等以外の者）
任期	4年(定款で4年より短い任期を定めることが可能)	
職務	土地改良区を代表(契約等の法律行為) 総会の招集 土地改良区の事務の執行	理事が行う業務、財政状況の監査 理事がいない場合の総会の招集

※組合員（当然加入）

土地改良区の成立と同時に土地改良区の定款と土地改良事業計画（維持管理計画を含む）が定められ、その土地改良区の地区内の3条資格者は、すべて土地改良区の組合員となる。

土地改良区の設立に同意しなかった3条資格者、3条資格を有する私法人、国又は地方公共団体も組合員となる。

准組合員（任意加入）

貸借地で①所有者が組合員の場合は耕作者、②耕作者が組合員の場合は所有者を准組合員とすることが可能。

- 議決権・選挙権を有しないが総会に出席して意見を述べることが可能
- 組合員との間で賦課金の一部を分担することが可能

施設管理准組合員（任意加入）

地域の活動団体を施設管理准組合員とし、施設の維持管理に参加できるようにすることが可能。

- 議決権・選挙権を有しないが総会に出席して意見を述べることが可能
- 土地改良区は、施設管理准組合員に対し、土地改良施設の管理への協力を求めることが可能

権利義務の承継及び決済

【承継の範囲】

- 組合員がその資格に係る権利の目的となっている土地について、その組合員の資格を失った場合にその者がその土地について有していた事業に関する権利義務は、その土地についての権利の承継によってその土地につき組合員たる資格を得た者に移転する。
- 承継する権利義務の範囲は、財産的権利義務の一切であり、前組合員の未納金（滞納金）なども含まれる。

【決済の範囲】

- 事業の工事中又は完了後を問わず、既に投下された事業費のうち土地改良区の長期借入金、国・県営事業の負担金・分担金など土地改良区の負担となっているものは、あらかじめ定款で定められた基準により、その土地の負担相当分が決済の対象となる。また、土地改良施設の維持管理費についても対象となる。

資格得喪の通知義務

- 地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格取得し、又は喪失した者は、その旨を土地改良区に通知しなければならない。（土地改良区は、組合員の資格得喪を知る方法がないので、組合員たる資格の得喪者に対して通知義務を課し、その通知をもって資格得喪の對抗要件としている。）

3 土地改良区の管理及び運営

(1) 定款、規約

【定款】・・・作成、変更には、知事の認可が必要
なお、変更に当たっては、総（代）会
の特別議決（法第33条）が必要

【基本的な内部規則】

- 1 名称及び認可番号
- 2 地区
- 3 事業
- 4 事務所の所在地
- 5 経費の分担に関する事項
- 6 役員の定数、任期、職務の分担及び選挙に関する
事項
- 7 事業年度
- 8 公告の方法

- 絶対的必要記載事項（上記1～8）
定めない場合は定款そのものの効力を失う
- 相対的必要記載事項
法律に「定款で定めるところにより」等として定める
こととされた事項（役員選挙、経費の賦課など）
定めることは任意だが定める場合は定款に記載が必要
- 任意的記載事項
上記以外は任意で記載（記載した場合、変更は認可が必要）

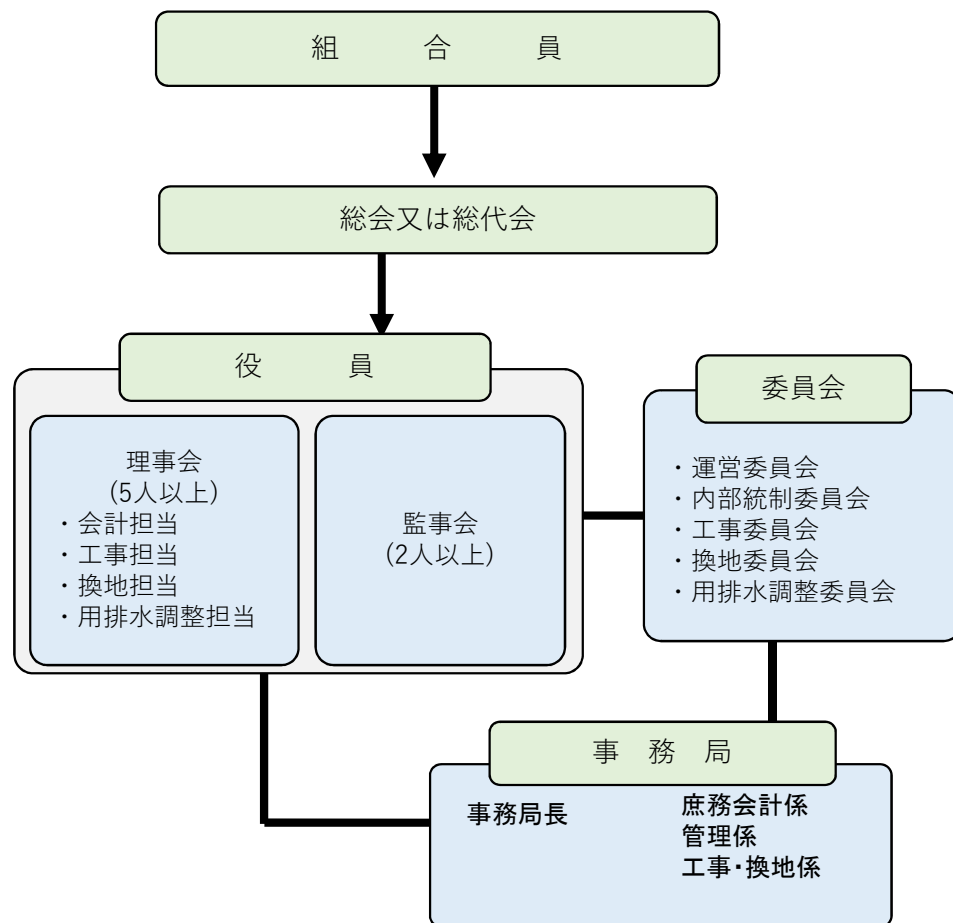
【規約】・・・設定、変更又は廃止に当たっては、総
（代）会の議決（普通議決）が必要

【比較的軽微な内部規則、定款に従属】

- 1 総会又は総代会に関する事項
- 2 業務の執行及び会計に関する事項
- 3 役員に関する事項
- 4 組合員に関する事項
- 5 その他必要な事項

- 定款に矛盾する規定は無効
- 相対的必要記載事項
法律、定款に「規約で定めるところにより」等として定める
こととした事項（法律：組合員に対する求償、定款：事務の
決定など）
- 任意的記載事項
上記1～5（法第17条に規定されている事項）
その他必要な事項とは、組合員に重大な影響を及ぼすもの

(2) 組織



■総会(又は総代会)

- 総会は総組合員で構成する最高議決機関。組合員が100人を超える場合には総代会を設置することが可能。
- 総代の定数は、30人以上とし、定款で定める。

■役員

- 土地改良区の理事及び監事の執行機関は、総会(総代会)の意思決定に従って職務を遂行する。

■委員会

- 土地改良区の運営を適切に行うため、規約により理事会の補助機関として、地区の実情に合わせて委員会を置くことができる。
- 各委員会毎に担当理事を決める。

■職員

- 土地改良区の事務を円滑に処理するため、理事会の補助機関として係を定め職員を置くことができる。
- 各係毎に担当理事を定めて係の業務を監督する。

(3) 総会・総代会

◇ 総 会

【法第22条】

- 総組合員で組織
- 土地改良区の意思決定機関
- 土地改良区の他の機関を監督する権限を有する必須かつ最高の機関
- 組合員外の者が議事に加わり議決権を行使することは、総会とは言い得ない
(准組合員、施設管理准組合員が総会に出席し、意見を述べることはできるが、議決権は有しない)

【法第25条】

- 通常総会の実施義務（理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。）

【法第28条】

- 総会を招集するには5日前までに日時、場所、目的を各組合員に通知（急施の場合は3日前の通知でも可能）

【法第31条】

- 組合員は各々一個の議決権を有する
- 書面及び代理人による議決権の行使が可能
- 代理人は組合員と住所及び生計を一にする親族又は他の組合員（代理権を証する書面が必要）。
- 4人以上の代理は不可

【法第32条】

- 総会は、総組合員の半数以上の出席で成立

◇ 総代会

【法第23条】

- 総代会は、総会の代議機関（権限は総会と全く同様）
- 組合員が100人を超える場合に設置が可能（設置は任意。100人は継続要件であり下回った場合は当然消滅）
- 定数は30人以上とし、定款で定める
- 部分的に総会に代わる総代会のようなものは認められない
- 総代は組合員でなければならない
- 総代は、ア）総会外選挙、イ）総会内選挙のいずれかによって選ばれる
- 総代選挙は、ア）直接の原則（組合員が選挙）、イ）秘密の原則（無記名投票）、ウ）平等の原則（一人につき一票）によって、土地改良区が実施
- 任期は4年（定款で4年以内において別段の期間を定めることも可能）

【法第25条】

- 通常総代会の実施義務（理事は、毎事業年度一回通常総代会を招集しなければならない。）

【法第28条】

- 総代会を招集するには5日前までに日時、場所、目的を各組合員に通知（急施の場合は3日前の通知でも可能）

【法第31条】

- 書面及び代理人による議決権の行使が可能
- 代理人は他の組合員（代理権を証する書面が必要）。2人以上の代理は不可

【法第32条】

- 総代会は、総代の半数以上の出席で成立

◇ 総会・総代会の議決事項

【法第30条】

- 定款の変更（定款の変更には、知事の認可が必要）
- 規約、管理規程、利水調整規程の設定、変更又は廃止
- 起債又は借入金の借入並びにそれらの方法、利率及び償還の方法（議決を経なくても善意の第三者には有効）
- 経費の収支予算
- 土地改良区の負担となるべき契約（議決を経なくても善意の第三者には有効）
- 賦課金及び夫役現品の賦課徴収の方法
- 決算関係書類の承認 等

【法第18条第12項】

- 役員を選任

【法第29条の3】

- 役員の改選請求

【法第48条】

- 土地改良事業計画の変更・廃止・新たな事業の施行

【法第67条、第72条】

- 解散、合併

◇ 総会・総代会の議決方法

【法第32条・普通議決】

- 総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる
- 議長は総会で選任（推薦等により総会で議決可。常任制については総会の議決があれば可。）
- 議長は普通議決において決定投票権を有するため、組合員としては議決に加わる権利がない
- 総代会が本条を準用する場合の総代の数は、定数によらず現員数による

【法第33条・重要事項の議決】

- 総組合員の3分の2以上が出席し、その議決権の3分の2以上で決する
（定款、規約で議決方法を緩和することも強化することも許されない）
- 議決事項は、ア）定款の変更、イ）土地改良事業の設定・変更・廃止、ウ）国・県営事業による施設更新のための事業の申請等
- 議長は普通議決同様に組合員として議決に加わる権利を有しない

【法第34条】

- 法第28条の規定に基づき、あらかじめ通知した事項についてのみ決議することが可能
（ただし、定款に別段の定めがある場合にはこの限りではない）

(4-1) 役員

◇ 理事（法第18条第2項、第5項）

- 5名以上
- 原則、定数の5分の3は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。
 - ① 当該土地改良区の組合員であること
 - ② 耕作又は養畜の業務を営む者であること

【例外】省令第21条の3

- 地区内において耕作又は養畜の業務を営む組合員の数が、理事の定数に3を乗じて得た数を下回る場合
- 理事の定数の少なくとも5分の3が組合員であり、かつ、ア) 耕作又は養畜を営む者、イ) 耕作又は養畜を営む法人の構成員であって、当該業務に従事する者、ウ) 耕作又は養畜の業務を営む者の行う当該業務に従事する親族
- 土地改良区が土地改良施設の管理を行わない場合

■理事の職務権限（法第19条）

◇ 法人代表

- 理事が土地改良区の代表として行った法律行為は、権利義務関係が土地改良区に帰属する
- 理事の代表権の範囲は、原則として、土地改良区の行為能力の範囲内でその一切の事務に及び
- 理事は原則として単独代表（定款で土地改良区を代表すべき理事長を定めることは可能だがその制限は善意の第三者に対抗できない）

◇ 業務執行

- 理事は土地改良区の事務を処理し、その内部組織を維持する
 - ・ 理事会は少なくとも隔月1回開催（規約例第20条）
- 業務の範囲は、ア) 組合員名簿等関係書簿の備付け保存、イ) 総会の招集など組合員に対する事務が主

◇ 監事（法第18条第2項、第6項）

- 2名以上
- 原則、1名以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。
 - ① 当該土地改良区の組合員等又は組合員たる法人等の役員若しくは使用人以外の者であること
 - ② 就任の前5年間当該土地改良区の理事又は職員でないこと
 - ③ 当該土地改良区の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること

【例外】省令第21条の4

- 公認会計士又は監査法人の監査又は指導を受ける場合
- 税理士又は税理士法人の指導を受ける場合
- 地方連合会による指導監査を受ける場合
- 当該土地改良区の会計に関する事務を土地改良区連合が行う場合

■ 監事の職務（法第19条の4ほか）

- 土地改良区の財産の状況及び理事の業務の執行の状況を監査
 - ・ 少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、総会及び理事会に報告の上、意見を述べる（定款例第30条）
- 監査結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるときは、知事に報告
- また、ア) 前述の監査結果を知事へ報告するため必要があるとき（法第19条の4第4号）、イ) 理事がいないとき、ウ) 総組合員の5分の1による総会招集請求に基づく総会が開催されないとき（法第27条）、監事は、総会を招集
- 土地改良区と理事との契約又は争訟については、監事が土地改良区を代表（法第21条）

(4-2) 役員

■ 役員 の 義 務 及 び 損 害 賠 償 責 任 (法 第 19 条 の 5) 、 兼 職 の 禁 止 (法 第 20 条)

◇ 土地改良区に対する義務、責任

- 機関担当たる理事個人と土地改良区の基本関係は、民法上の委任類似の関係にあるとされている
- この結果、理事個人は、委任の本旨に従い土地改良区に対し善管注意義務を負うこととなる
(民法第644条)
- 法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、総会の議決を遵守し、土地改良区のために忠実にその職務を遂行することが義務づけられている
- 理事がこの義務に違反し、委任の本旨に従った事務処理をしなかったことによって土地改良区に損害を及ぼしたときは、損害賠償の責任を負う(民法第415条 債務不履行による損害賠償)
- また、理事がその職務を行うにつき故意又は過失があったときは、その理事は第三者に対して連帯して損害賠償の責任を負う
- 監事の責任についても、理事の場合と同様に解される

◇ 兼職の禁止 (法第20条)

- 理事、監事及び職員は、相兼ねてはならない
- 役員がその職務の範囲内で事実上職員の担当する事務を自らとることを禁止したものではない
- なお、総代と役員 の 兼 職 は、法令上禁止されていないが、議決機関の構成員と執行機関とを兼ねることは、土地改良区の運営上、好ましいことではないため、できる限り兼ねないことが適当

(5) 賦課金等

趣 旨

- 土地改良区の事業を達成するために必要な経費
- 原則として組合員が分担する義務を負う
(組合員と准組合員の同意の下、准組合員が負担することも可)
- 土地改良事業によって生ずる利益は組合員に当然帰着
- 原則、金銭を徴収するが夫役現品による賦課徴収も可
- 国営、都道府県営の負担金を組合員のために代替負担した場合等の際は、組合員から分賦徴収が可



強制徴収（強制加入、
任意脱退不可）

賦課金等の法令上の取扱い

- ①賦課金・・・原則、地区内の農用地に限定
宅地など地区外の土地が土地改良事業によって利益を受ける場合、その土地の所有者が組合員であっても農用地と同様の賦課はできない。このような場合は、知事の認可を受け賦課。一般的には知事の許可によらず個々の契約に基づき費用を徴収（他目的使用）
- ②時 効・・・時効の中断又は停止事由がない限り、行使発生から5年経過で消滅
- ③利 益・・・地積、用水量その他の客観的な指標による。合理的な説明が不可欠。経費の分担基準の変更は遡及適用できない
- ④加入金・・・従来の地区内における経費（既に実施した県営事業など）を勘案し、あらかじめ定款に基準を定め、編入の際、同意を得る
- ⑤相 殺・・・組合員が土地改良区に対して債権を有している場合にその行使を禁止。ただし、土地改良区側からの相殺は可
- ⑥夫役等・・・夫役について組合員は金銭による代納が可。
- ⑦過怠金・・・組合員が土地改良区の意思決定に反した場合には、定款により過怠金を課す。賦課金等の延滞金も含む（§37）
- ⑧委 任・・・市町村に対して賦課金の徴収を委任。委任契約が成立すれば農協等でも可（§38）
- ⑨督 促・・・滞納があった場合には督促状により期限を指定して督促。督促状の発付は滞納処分的前提行為

4 土地改良区におけるコンプライアンス

(1) 検査指摘事項

指摘区分	指摘事項の具体例	件数	
		H29	H30
組織運営	○監査指摘事項：理事長は監査結果の報告のみ重視し、管理運営上必要な監事の意見について、その後の理事会に一切付議されず改善に向けた検討が行われていない。 ○定款、監査計画に基づき、年2回の監査（2回のうち2月の中間監査）を実施していない。	2	3
法令等遵守	○組合員名簿の整備：農地転用に係る資格得喪通知は不要と誤認し、当該資格得喪通知の届出を周知していない。また、併せて組合員名簿の整理を怠っている。	2	4
資産運用リスク	○余裕金運用：理事会に運用先の銀行名のみ付議し、規定に基づく確実かつ効率的な運用を理事会で議論することなく取り扱われている。（途中解約の場合、元本割れのリスク有の金融商品）	1	—
業務運営	○賦課基準：定款で定める地積割りによらず、事業費割りになっている。 ○賦課徴収：一部土地につき、定款に基づく総代会の議決を経ることなく従前どおり賦課免除。	6	20
事務リスク	○土地売買契約：水路敷地売買について、規約に基づき随意契約は理事会の議決によることとされていたが、理事長専決で行われていた。 ○延滞金減免手続：延滞金について理事会に付議することなく徴収しない取扱いにしている。	4	19

資料：農林水産省検査官による土地改良区検査結果

(2) 土地改良区等に対する指導通知

近年、社会問題となった土地改良区等における不祥事件の発生に伴い、指導通知を発出し、綱紀保持に努めてきたところ

- 土地改良区等の適正な事務運営の確保について（平成13年3月19日付け 12農振第1629号 農林水産省農村振興局長通知）
 - ・ 政党党費立替

- 土地改良事業の適切な実施について（平成13年2月19日付け 14農振第2159号 農林水産省農村振興局長通知）
 - ・ 換地の権利者会議を開催していないものを開催していたと嘘の議事録作成。地方連合会職員が関与。

- 土地改良区等に関する不祥事件の未然防止について（平成16年12月27日付け 16農振第1713号 農林水産省農村振興局長通知）
 - ・ 土地改良区役員・総代による収賄事件の有罪判決

- 土地改良区等に関する不祥事件の未然防止について（平成20年8月20日付け 20農振第975号 農林水産省農村振興局長通知）
 - ・ 土地改良区職員による多額の横領事件

- 土地改良区等に関する不祥事件の未然防止等について（平成26年4月1日付け 26農振第2490号 農林水産土地改良企画課長）
 - ・ 土地改良区職員による多額の横領事件

- 土地改良区等に関する不祥事件の未然防止について（平成28年8月26日付け 28農振第1129号 農林水産省農村振興局長通知）
 - ・ 土地改良区職員による多額の横領事件

(3) 不祥事件の未然防止に向けた取組み

以下は、土地改良区等に関する不祥事件の未然防止について（平成28年8月26日付け 28農振第1129号 農林水産省農村振興局長通知）を基に記述

○ 健全な組織運営態勢等の構築

- 地方連合会等が実施する研修に参加し、自己研鑽に努める
- 会計処理を1人の職員に任すことなく、会計担当理事による定期的な確認（月末の現金、通帳、会計主要簿の確認など）、立会を実施する
- 複数の職員を雇用している場合は、内部牽制機能の強化を図るため、定期的に配置換えを行う
- 複式簿記の導入促進

○ 監査の充実

- 地方連合会等が実施する研修に参加し、自己研鑽に努める
- 預金通帳、銀行の発行する残高証明書と金銭出納簿との照合を確実に実施
- 理事会へ積極的に参加し、業務運営等に対して必要に応じ発言を行う

○ 会計処理の適切性の確保

- 次ページの事項を会計担当理事が点検する。

会計処理の適切性の確保のための留意事項（チェックリスト）

番号	留意事項	チェック欄	摘要	番号	留意事項	チェック欄	摘要
①	会計担当理事による毎月末の残高及び帳簿間の照合結果の確認並びに会計細則に定める金額以上の支払の際の立会いが徹底されているか。			⑧	預金通帳・出資証券・債権証券等の保管と公印（金融機関への届出印）の管理を別にしてそれぞれ厳重に行い、公印の押印はしかるべき者が責任をもって行っているか。		
②	複数の職員を雇用している土地改良区等においては、毎月末の残高及び帳簿間の照合を複数職員で行っているか。			⑨	廃棄すべき公印や保有すべきでない私印等が保管されている状況にないか。		
③	上記②において行っていない場合、行えるようにする予定はあるか。			⑩	土地改良区等の収支予算に計上すべき出納が、収支計算外出納として会計処理されていたり、簿外として金銭管理されていないか。		
④	会計細則に基づく手続により、会計間の繰出・繰入、金融口座間の振出・振込及び新規口座の開設が適切に行われているか。			⑪	手持現金を保有している場合、その保有限度額、保管場所、受払を行う管理者を会計細則に定めて、適切に管理が行われているか。		
⑤	不要な預金口座が解約されずに放置されていないか。			⑫	換地清算金（国営又は県営事業においては事業主体及び関係権利者に対するそれぞれの換地清算金）の支払又は徴収については、収支予算に計上し、換地計画書の各筆換地等明細書に基づき適切に行われているか。		
⑥	簿外口座が存在しないか。			⑬	換地処分前に創設換地予定地の土地代金相当額を土地改良区が受領している場合、規約及び会計細則に基づく収入手続及び管理を適切に行い、換地処分後は換地計画書に基づき、換地清算金として、当該土地代金相当額の支払が適正に行われているか。		
⑦	支出の相手方から押印済（金額未記載）の領収書を預かっているなど、支出先の領収書の偽造のおそれは生じていないか。						

5 土地改良施設の管理

■施設管理の体系

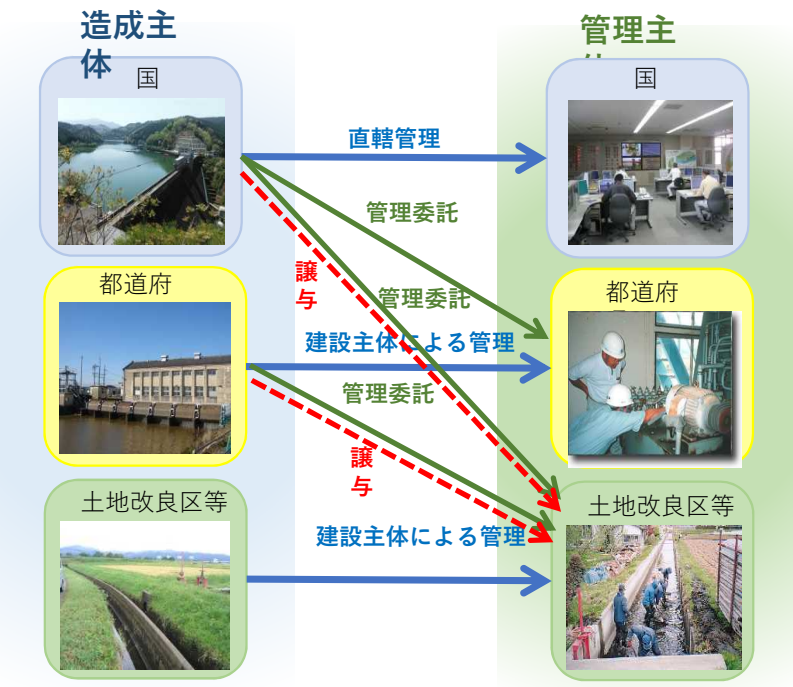
土地改良施設の管理は、土地改良区等が造成主体となる団体営土地改良事業によって造成した場合には造成した土地改良区等が維持管理を行う。

国営・都道府県営土地改良事業で造成した施設にあっては、大部分を都道府県、市町村若しくは土地改良区等に対して管理委託又は条件付き譲与をし、それぞれの主体が維持管理を行う。

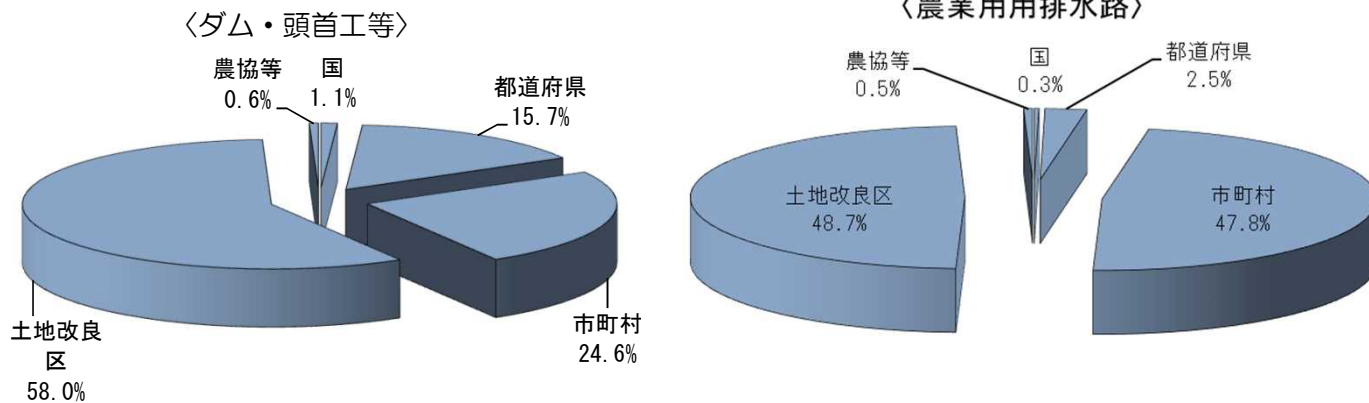
国が造成した施設のうち、大規模でかつ公共性が高い施設については、例外的に国(農林水産省)が直轄管理を行っている。

■土地改良区による管理

土地改良区による維持管理は、自ら水路の整備補修等を行う場合には組合員から賦課金を徴収し、水路の草刈り等は夫役により行っている。



国造施設の管理主体別



《土地改良区の維持管理体系》

